

都市計画審議会委員からの意見と対応

No.	該当箇所	意見	対応
1	【P31】 第1章 4.2)	湯河原町の中心地がサルに襲われたり、農作物の被害も多く、安心して住める町とは言えない状況になっている。「今後の都市づくりの取り組み（環境との共生）について」に、野生動物保護のことが書かれているが、現状被害の件も加えなければいけないと思う。施策で盛り込めないか。	31 ページは、「自然環境保護等の取り組みの推進」に変更しました。また、有害鳥獣に対する施策として、次の項目に反映しました。 ・34 ページ「湯河原町の課題」 ・35 ページ「(3)安全・安心に暮らせるまちづくり」 ・55 ページの「(5)有害鳥獣被害の対策」に、有害鳥獣による生活などへの被害について、追加しました。
2	【P54】 第2章 2.6)	「空き家の適正管理と活用」とあるが、空き家の活用（空き家に人が住む、店舗として活用）等は施策に入ってきているか。	空き家の解消に向けた取り組み及び空き家対策の推進について、次の項目に反映しました。 ・34 ページ「湯河原町の課題」 ・35 ページ「(3)安全・安心に暮らせるまちづくり」 ・55 ページ「(4)防災性を踏まえた身近な生活空間の整備」の5つ目の○ ・73 ページ「(2)空き家対策の推進」
3	第4章	PDCA サイクルをどのように行っていくか。	都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針となる計画になりますので、各個別の計画で見直しや検証等をしていくこととなります。
4	【P49】 第2章 2.3) (2)	公園・緑地の機能の充実について、地域別で「(仮称) 奥湯河原公園」「福浦幼稚園跡地」のことを掲げているが、「(2)公園・緑地の機能の充実」に新規公園のことについて書き込んでも良いのではないか。	「(1)身近な公園・緑地の整備」に「地域住民の意見や要望を聞きながら、街区公園などの身近な公園の整備を進める」と追加しました。
5	【P46】 第2章 2.2) (1)	地区幹線道路の「○新規道路(吉浜地区東西連絡道路・南北連絡道路、温泉場地区南北連絡道路)」について、現行計画にあるのであれば、「新規」ではなく、「継続」ではないのか。	事業計画がないため、ご指摘の項目は削除しました。また、交通体系方針図も整合性を取り、修正いたしました。
6	【P54】 第2章 2.6)	現計画は東日本大震災前に改訂されたと思うが、「南海トラフ」「津波」「山津波(土石流)」をどこかに盛り込んだ方が良くと思う。	「(6)安全・安心なまちづくりの方針」に「南海トラフ」「津波」「土砂災害」等の内容を盛り込みました。

